

# 経済産業省

20220311 貿局第3号  
輸出注意事項2022第10号  
経済産業省貿易経済協力局

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」を次のとおり制定し、令和4年3月18日から施行する。

令和4年3月15日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）によるほか、令和4年3月18日から下記により行います。

## 記

### 1 適用品目等

- (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第二号フに掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの
  - (2) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの
  - (3) ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とするもの
  - (4) ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引によるもの
  - (5) ロシアを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引によるもの
- (注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合に

は、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

## 2 輸出の申請

### (1) 提出書類

- ① 輸出承認書又は輸出許可・承認申請書（注1） 2通
- ② 申請理由書（様式1又は様式2） 1通
- ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通
- ④ 誓約書（様式3） 1通
- ⑤ その他必要があると認められる書類（注2）

（注1） 輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）別表第1の2の2  
又は別表第1の3の2

（注2） 輸出許可・承認申請書による申請を行う場合は運用通達に定める書類

### (2) 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

## 3 輸出の承認

上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

- ① 食品・医薬品
- ② 人道支援の目的で輸出するもの
- ③ サイバーセキュリティの確保に関するもの
- ④ 海洋の安全に関するもの
- ⑤ 消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
- ⑥ 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- ⑦ 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- ⑧ 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出

(別紙)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国

様式1

ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日

住所：

氏名：

今般、申請する貨物の概要と仕向地は以下のとおりであり、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の\_\_\_\_に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

2. 輸出先

(1) 最終需要者名： \_\_\_\_\_

(2) 最終需要者の住所： \_\_\_\_\_

3. 申請の理由

様式2

ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出許可・承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日

住所：

氏名：

今般、申請する貨物の概要と仕向地は以下のとおりであり、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の\_\_\_\_に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

2. 輸出先

(1) 最終需要者名： \_\_\_\_\_

(2) 最終需要者の住所： \_\_\_\_\_

3. 申請の理由

様式 3

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所：

氏名：

誓約書

今般申請する\_\_\_\_\_向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

提出した書類の内容に虚偽があった場合には、外国為替及び外国貿易法第70条第1項第36号が適用されることを承諾します。

記

1 輸出先

(1) 最終需要者名：\_\_\_\_\_

(2) 最終需要者の住所：\_\_\_\_\_

2 貨物の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

- 食品・医薬品
- 人道支援の目的で輸出するもの
- サイバーセキュリティの確保に関するもの
- 海洋の安全に関するもの
- 消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))
- 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出

（別紙）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、

ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国